

年休が取れない!?

年休は何日取れましたか?

2015年度も終わりに近づいています。皆さんは年休を何日消化して、何日残しているかご存じですか?

正確には年次有給休暇は、労働者が心身の疲れを癒やし、ゆとりのある生活をするために与えられる休暇のことで、**法律で定め**られているものです。

労働者には年休を自由に取得する権利があります。基本的には理由の如何を問わず、好きなときに取得できます。

労働基準法第35条5項では、使用者は規程による有給休暇を労働者の請求する時季に与えなければ**ならない**と定められています。このように、労働者からの年休取得の請求は**拒否できないのが基本**です。

ただ、**繁忙期等**、人員がどうしても必要な時期には、会社は労働者の年休取得の時期を変更することが**できます**。時期変更権) この時季変更権の場合を除き、使用者は労働者に年休を与えるよう**努めなければなりません**。このことは就業規則第77条 時季変更権)でも定められています。

このように年休取得は労働者の権利として守られているのです。

人員不足は労働者の責任ですか?

私たちが年休を取得できない理由として、よく人員不足が挙げられます。〇〇さんが病気だから」 今月〇名が転勤するから」など様々です。

しかし、**年休取得は労働者の権利**です。そもそも年休が取れなくなるほど人員不足にならないよう、**会社側が人員を用意しておくべきではないでしょうか?** 大が足りないから仕方がない」と思っあきらめていませんか?

労働者の権利について一緒に考えましょう。

充実した休日を過ごすことで仕事の生産性も高まります?



労働者として一緒に声を挙げていきましょう!



若い力

第 4 1 号

2016年 2月1日

発責 国労九州本部

博多区博多駅東3丁目9番3号

ニッコーハイツ1003号

JR 092-2075

NTT092-483-1515